

# 現 場 説 明 書

1 業 務 名 逸見保育園耐震補強その他設計業務委託  
2 監 督 員 都市部 公共建築課

## 説 明 事 項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分充実すること。

### 2. 前払金について

前払金 する しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 3. 部分払について

部分払 する(一回以内) しない

### 4. 繼続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について

- (1) 繼続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 <small>(委託代金額に対する割合)</small>	前払金
初 年 度 ( 年度 )	— %	支払限度額 = 委託代金額 の %
第 2 年 度 ( 年度 )	— %	支払限度額 = 委託代金額 の %
第 3 年 度 ( 年度 )	— %	支払限度額 = 委託代金額 の %

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

### 5. 契約に関する事項について

#### (1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

#### (2) 提出書類関係

- |                      |                                   |
|----------------------|-----------------------------------|
| ア 委託代金内訳書            | 要提出(契約締結後 7 日以内)<br>提出不要          |
| イ 工 程 表              | 要提出(契約締結後 7 日以内)<br>提出不要          |
| ウ 着 手 届              | 着手後 5 日以内に提出すること。                 |
| エ 現場代理人及び<br>主任技術者等届 | 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。 |
| オ 下 請 負 者 届          | 下請負を発注の都度、提出すること。                 |

## カ 直 営 工 事 届

下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

### (3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

### (4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

### (5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

### (6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

### (7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	----	----

## 6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

## 8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 9. 技術的事項について (別紙)

## 業務委託仕様書

業務名	逸見保育園耐震補強その他設計業務委託
施行場所	横須賀市西逸見町1丁目37番地
履行期間	令和3年12月10日
委託概要	本業務は、逸見保育園耐震補強その他設計業務を委託する ものである。
委託仕様	別紙「耐震補強その他設計委託要領」による。
注意事項	・周辺道路及び指定場所以外は、駐車を含め使用を禁止する。 ・設計書の質疑は、本市の解釈による。

# 耐震補強その他設計委託要領

## 1. 目的

この委託要領は、横須賀市の公共建築物の耐震補強その他設計を適切に行うことの目的とする。

## 2. 適用基準等

本委託業務は、つぎの指針等にもとづいて実施すること。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとし最新のものを使用すること。

- 「2017年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針 同解説」  
(一財)日本建築防災協会
- 「2017年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針 同解説」  
(一財)日本建築防災協会
- 「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 平成8年版」  
(財)建築保全センター
- 「建築設計基準」
- 「建築構造設計基準」
- 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」
- 「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」
- 「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」
- 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」
- 「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」
- 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」
- 「公共建築工事積算基準」
- 「公共建築数量積算基準」
- 「公共建築設備数量積算基準」
- 「公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)」
- 「公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)」

## 3. 業務委託内容

耐震補強その他設計業務委託の内容は、別紙1及び耐震補強その他設計仕様書による。

## 4. 実施計画書

受託者は、委託契約後速やかに、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画書を監督員に提出し承諾を受けなければならない。

なお、現地調査に当っては、必ず施設管理者の了解のもとに行うこと。

- (1) 主たる調査場所、方法、使用機器及び使用材料
- (2) 実施工程表
- (3) 主任技術者は一級建築士取得後2年以上の耐震診断実務経験者とし、構造計算を行う作業スタッフ(一級建築士または二級建築士取得者、又は、これらと同等の資格で、監督員の承認を得たものとする。)にあっては、その氏名、及び、その業務経歴を事前に提出し承認を受けること。
- (4) その他必要な事項

## 5. 調査資料等の貸与

委託者は、受託者が業務を行うにあたって必要とする資料を提供するものとし、受託者はその資料の管理については充分注意する。資料については別紙2による。

本設計業務委託に先立って行なわれた、耐震診断業務委託で作成されたデータを利用して補強設計を行なう場合、コンクリート調査結果等の直接的なデータはそのまま使用できるが、現地目視調査、及び、コンピュータソフトによる耐震診断結果は、参考程度とし、補強設計者として、再度、現地を確認し、自己の責において必要なデータ入力を行なうこと。

## 6. 提出する設計図書等

提出書類については、別紙3及び耐震補強その他設計仕様書による。

報告書の作成に当っては、調査内容の統一性、整合性を保ち、報告内容をまとめること。

## 7. 一般事項

- (1) 耐震補強設計に際しては、耐震診断結果及び事前調査結果にもとづき対象建築物の機能及び補強工事の施工性、経済性等を考慮して補強方針を定め適切な補強工法を選択し、補強後の耐震性能が目標値に達したことを確認すること。
- (2) 対象施設は施設を使用しながらの補強工事となることを留意して設計を進めること。
- (3) 設計に当たっては、現地を十分調査のうえ、監督員と緊密な打ち合わせを行い基本図面を作成し承諾を受けなければならない。
- (4) 設計は、建物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、市の定める指針等による。
- (5) 必要に応じ、監督員の指示により設計の各段階で資料、成果等を提出し、監督員の確認を受けた後に設計を進める。
- (6) この要領に明記されていない事項については、監督員と協議して定める。

## 9. 受託者の心得

受託者は、重大な判断に関わる重要な立場にあることを自覚し、常に公正な態度を保たねばならない。また本件の実施により知り得た情報を本市の承諾なしに他に漏らしてはならない。

## 業務内容

(■ : 業務内容を示す)

業務内容 名称	耐震補強設計	外壁改修設計	屋上防水改修設計		備考
建築意匠設計	■	■	■	□	
建築構造設計	■	□	□	□	
電気設備設計	■	■	■	□	
衛生設備設計	■	■	■	□	
空調設備設計	■	■	■	□	
昇降機設備設計	□	□	□	□	
屋外付帯設計（設備を含む）	■	■	■	□	
積算	■	■	■	□	
その他 (現地調査報告書)	■	□	□	□	
// (判定委員会評価書)	■	□	□	□	補強設計時
現地調査	■	■	■	□	

## 別紙2

## 参考図書一覧

逸見保育園			
設計年度	S50		
求積図	有		
床面積表	有		
配置図	有		
仕上表	有		
平・立面図	有		
天伏図	有		
矩計・階段詳細図	有		
平面詳細図	有		
建具表	有		
基礎・床・梁伏図	有		
柱・梁・スラブリスト	有		
基礎・階段・壁その他雑配筋図	有		
基礎断面図	有		
配管図	有		
ボーリング・地質調査結果	無		
構造計算書	無		
耐震診断報告書	有		

別紙3

## 提出する設計図書等

(■ : 提出書類を示す)

記号	名称	様式	部数	備考
■	補強案及び概算工事費	A-4	1	※1
■	設計図書 (原図)	A-2	1式	CADデータ別途提出
■	設計図書 (製本)	A-2 A-3	1 2	※2
■	構造計算書	A-4	2	黒表紙、金文字製本 ※3
■	内訳書(金額、数量、根拠備考記入)	A-4	1	※4
■	数量積算書	A-4	1	
■	設備設計計算書	A-4	1	
■	諸官庁打合記録	A-4	1	
■	設計参考資料 (使用材料カタログ・見積書等3社以上)	A-4	1	
■	概略工事工程表	A-3 又はA-4	1	
■	耐震判定委員会診断評価書写	A-4	1	

構造計算入出力データ、設計図書PDF・CADデータを別途提出すること (CADはAutoCAD2010で正常に読み込めるものとする)。

※1 : 概略の補強案及び概算工事費を8月中に報告すること。

※2 : 黒表紙金文字製本 (見開きA-2 1部, A-3 2部) を、竣工検査終了後提出すること。

監督員の指示により、建築、電気設備、機械設備の工種ごとの製本とする場合がある。

※3 : 構造計算書に現地調査報告書を含めること。

※4 : エクセルデータを別途提出すること。

## 耐震補強その他設計仕様書

### 1. 一般共通事項

#### 1) 本仕様書の適用範囲

耐震補強その他設計は、耐震補強その他設計委託要領に定める準拠図書に基づいて、補強に係る意匠図、構造図、設備設計図等の図面を作成する。

#### 2) 官公署その他への手続き

設計に必要な官公署その他への手続きは速やかに行う。これに伴う費用は受託者の負担とする。

### 2. 業務の範囲

本業務委託においては別紙1で指定した項目について設計等を行う。

#### I. 耐震補強設計

##### (1) 耐震診断内容の確認

診断内容と、建物との照合・比較を行い、耐震診断内容を確認する。必要に応じて再検討を行う。

##### (2) 耐震補強設計

目標とする構造耐震指標値は、 $I_s \geq 0.60$ 、 $CTu \cdot SD \geq 0.30$ とする。

耐震診断結果は、下表の通り。

階	X方向		Y方向	
	$I_s$	$CTu \cdot SD$	$I_s$	$CTu \cdot SD$
2	0.438	0.451	0.809	0.833
1	0.327	0.421	0.748	0.770

耐震診断結果に基づいて、費用・効果等を考慮し最適な工法を選択して補強案を作成する。

施設の使用状況を踏まえ、工事可能時期等を考慮して、改修方法に応じた工事期間を設定し、改修に係る費用について算定する。

また、施工上の課題を整理する。

##### (3) 補強に伴う内部改修設計（設備を含む）

増設RC壁、柱巻き補強等、施設内部に補強要素を設置する場合は、内部改修設計を行う。補強要素による設備配管等の切り回し、盤の移動のほか、工事に伴う仮移転等による仮設等については監督員、施設管理者と十分協議して設計する。

#### (4) ガラス飛散防止対策

耐震補強の有無にかかわらず建具ガラスの飛散防止対策を行う。工事に伴い、ガラス改修の必要があるときは網入りガラス、強化ガラスとし、その他は飛散防止フィルム張り工事を行うために現場調査し、建具表を作成する。

#### (5) 工事に伴う仮設計画

工事に伴う防音、防塵対策、重機、資材搬入経路、建て方時の作業スペースの設定、施設利用者経路等を考慮した仮囲い、交通誘導員等による安全対策、及び、施設、敷地の養生を考慮した仮設計画図を作成する。工事において、障害となる構築物、植栽等の撤去、移設、再設置等は監督員と協議して決定する。

#### (6) 耐震診断評価書の取得

本業務委託の補強設計の診断結果について、公的機関等による評価を取得する必要があり、診断内容、提出書類等については上記機関と調整して作成する。

当面、上記機関としてはミーズ設計連合協同組合の「横須賀耐震判定委員会」とする。

判定委員会手数料（￥443,000円（税込））は請負者の負担とする。

## II. 外壁改修・屋上防水改修設計

外壁・屋上防水・その他外部改修（軒天アスベスト成形板、庇、塗装改修等）及び、協議の結果、補強要素を取付ける以外で内部改修する室についても設計の範囲とする。外部改修設計にあたって、補強要素との調整を行うこと。

#### (1) 設計与条件

工事規模	a)外壁	外壁改修：整備面積 約 700 m <sup>2</sup>
	b)屋上防水	屋上防水改修：整備面積 約 600 m <sup>2</sup>
	c)軒天(アスベスト成形板)	軒天改修：整備面積 約 150 m <sup>2</sup>

## 3. 調査

#### (1) 敷地状況調査

- ・補強工事の設計に先立ち現地調査を行い工事に障害等となる物についての調査を行う。

#### (2) 設計図書及び現地調査

- ・設計図書と建築物躯体等とのくい違いのチェックをし、特に通り芯の変更、梁や壁の寄せ方、開口部のチェックを行う。
- ・躯体寸法精度、じゅんかの程度と補修状況といったコンクリート打設の良否、鉄筋の露出といった配筋の不良等を調査する。
- ・増改築等、また設備工事等などで設計図と相違のある場合もあるので調査する。

- ・鉄筋コンクリート造では耐震診断で確認できなかった部分の梁、床版下などの躯体ひび割れの有無の確認等調査を行う。
- ・設計図書と建築非構造部材とのくい違いをチェックする、また非構造部材の変形に対する追従性、地震力に対する安全性確保の確認を行う。
- ・仕上材の復旧に対し現在製作されていない（タイル等廃番）ことにより材料の入手が困難な場合があるので対策を講じて調査検討を行うこと。
- ・壁の改修等により階段部分防火扉の改修が必要になる場合は十分調査を行い、法令等の違反がないように検討を行うこと。
- ・躯体に埋め込まれているガス管、電線管等については調査を行い、工事による切断等の起こらないように設計すること。
- ・空調機械などは、工事を行っていない部分を生かして部分運転することもあるので、その方法等を検討すること。
- ・地下埋設管等の位置を確認し、立ち上がり部分の可とう性を検討する。また、杭補強を施設外周に施す場合には地下埋設管等が支障とならないか確認すること。
- ・躯体の補強工事等を行う際コンセント、配管等により、施工に支障があるので十分調査し位置の確認、対策を検討すること。

#### 4. 耐震補強構造計画

補強工法の検討では、耐震診断の結果を踏まえ、既存業務の補強案を最新の技術的見地から再精査し、補強の可否、新工法の適用、工期、工事費などを総合的に判断し、実施可能性に立脚した検討を行うこと。

構造体の耐震改修工法の選択に当たっては以下の項目を考慮して検討すること。

##### (1) 機能性

構造体の補強により、建築物の執務環境、動線計画等の機能性を可能な限り疎外しない計画をすること。

##### (2) 施工性

耐震改修を行う場合には、仮建物等を確保し一時仮移転をして施工することが望ましいが、それが困難な場合が多く施設を利用しながら工事をすることになるので、執務になるべく影響のないように工法の検討を行うこと。

##### (3) 経済性

経済性の検討に当たっては、建築物の機能確保の必要性、改修後の使用年数等を考慮して検討すること。また、工法選定においても可能となる最も経済的で安全な工法を選択すること。

##### (4) 法規制

建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、消防法等の関係法令に対する

検討を行うこと。

(6) その他

立面等の変更を伴う場合は、周辺環境への配慮も検討し計画すること。